確定稿

９月定例教育委員会会議録

開催日時　　令和８年(2026 年)９月２日(水)
　　午後２時～午後３時

開催場所　　県庁新館４階教育委員会室

出席委員

教育長		村井　泰彦
委　員	（教育長職務代理者）	土井　真一
委　員		野村　早苗
委　員		塚本　晃弘
委　員		森　　和之

１　開　　会

●教育長から開会の宣告があった。

●教育長から出席者の確認があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第３項の規定により、会議の成立が確認された。

●事務局から説明員の出欠について報告があった。

２　非公開事案の確認

●教育長から、本日の議題のうち、第 31 号議案については、県議会との調整に支障がないよう、非公開で審議されることとなった。また、審議の順番については、公開議案、非公開議案の順で審議していくこととなった。

３　会議録確認

●８月 18 日開催の定例教育委員会に係る会議録について、適正に記録されていることを確認し、承認された。

確定稿

４　議事（議案：公開）

●教育長から、第 32 号議案「令和８年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」および「第４期滋賀県教育振興基本計画の進行管理」に関する報告書（令和７年度実績）について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

（塚本委員）
柱3について、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）が支援に関わった児童生徒数が増加し、子どもへの支援が行き届くようになってきたという評価がある。その一方で、相談・支援等を受けていない不登校児童生徒の割合について、令和7年度は調査中であるが、令和6年度実績が校種によっては増加していた。支援の体制はあるが、実際には支援を受けられない子どもたちがいるのではないかと心配している。そういった子どもたちへの関わり方はどのように考えているのか。

（北村児童生徒室長）
昨年度末に、全ての子どもに支援が行き渡るようにということでスタートしている。実際は全ての子どもというわけではないが、SCやSSWの配置時間の増も図っており、相談しやすい環境を整えている。例えば、スペシャルサポートルームの設置促進や安心安全な学校への取組として、いじめの未然防止や早期発見等が不登校の早期対応につながると考えている。SCやSSWは、市町からの要望でも必ずと言っていいほど話が出てくる。毎年、国からの予算の増補も図られており、県も毎年増やしている状況であるため、今後支援が行き届いていない児童生徒を減少させることができるのではないかと思っている。多様な学びの機会ということで、フリースクールや学びの多様化学校といった新たな取組や選択肢の幅を広げていく取組を合わせて実施していかなければならないと思っている。

（塚本委員）
市町からの要望について、市町間に温度差はあるのか。

（北村児童生徒室長）
SC、SSWの配置については、県が担ってほしいという思いがある。市町が独自に

配置の増を図っているところもあるが、そういった面での温度差はある。
　働き方改革にも絡んでくるところであるが、教員だけの仕事ではなく、専門家が関わる時間を確保できるだけの人数の配置をお願いしたいという思いは、各市町で基本的に一緒である。

（塚本委員）
　多様な学びの環境は、必ずしも学校だけが舞台になるわけではない。学校復帰だけを目的とするものではないという方向で、進めていただいている。様々な連携のもとに、多様な学びの環境も備えながら、子どもたちの居場所という意味で充実した施策が行われることを希望する。

（野村委員）
　柱3について、SCよりもSSWの方が多く介入されているように見受けられる。その分、支援が必要な家庭が多いのか、そのような状況に置かれていることからも、不登校にもつながっていくのかと思う。福祉部局との接続が非常に大切になってくる。特に幼少期における支援が、そのまま学力の方にもつながっていくため、できるだけ力を入れていただきたい。そして、事業予算までに至らない市町があるということで、県からのバックアップを引き続きお願いしたい。

（北村児童生徒室長）
　最近SSWが活躍するケースが増えてきているのは、学校だけではなんともならない場合に、健康医療福祉部や子ども若者部と連携を図る上で、SSWが関係機関とつなぐ役割をしていただいているケースが増えてきているためである。同時に、SSWが臨床心理士等の資格を持っているケースもあるため、学校はSSWに子どもに対する聞き取りをしていただいている状況。県としては、心理の専門家であるSCと福祉の専門家であるSSWの連携の中心が学校であるから、専門家だけで対応されるような形で学校は知らないという状態にならないよう、三者で連携をする。県教委としても、知事部局の子どもの育ち学び支援課とは、不登校に関わって連携をしており、事業も一緒に実施し、その様子を市町にも伝えている。

●教育長から、第 32 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

●教育長から、第 33 号議案「令和9年度滋賀県立中学校入学者選抜要項について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

確定稿

●主な質疑・意見

（塚本委員）
　ヒューマンエラーのチェックができるようなしっかりとしたウェブシステムなのか。あるいは、間違いがあった場合に出願の修正や変更を認めるといった救済措置はあるのか。

（武原高校教育課長）
　システムは、概ね問題なく申請できると思うが、どうしても間違いはあり得る。その場合も受検できないということがないよう対応したいと考えている。

●教育長から、第 33 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

●教育長から、第 34 号議案「令和9年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

（塚本委員）
　記載ミスだとは思うが、大津清陵高等学校の二次募集の合格発表について、PDF3枚目の日程表では9時とあるが、18ページ（PDF22枚目）の最後から2行目には入学許可予定者の発表が16時と記載がある。どちらが正しいのか。
　また、同じく大津清陵高校の二次募集の出願期間について、日程表では17日、18日、19日の3日間と読み取れるが、18ページ（PDF22枚目）には「17日および19日」と記載があり、この書き方では17日と19日の2日間だけかと誤解するが、どちらが正しいのか。
　また、17ページ（PDF21枚目）に、一次募集の出願資格について、令和8年3月に中学校等を卒業する見込みの者と書いているが、令和9年3月の卒業見込みではないか。

（武原高校教育課長）

確定稿

大津清陵高等学校の二次募集の合格発表については、9時の発表である。出願期間は3月17日から19日までとなっている。一次募集の出願資格については、令和9年3月に卒業見込みである。訂正させていただく。

●教育長から、第 34 号議案について修正を行ったうえで決定する旨の発言があり、全員一致で、可決された。

５　議事（議案：非公開）

●第 31 号議案について、原案どおり可決された。

６　閉　　会

●教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣告があった。